

番 号	陳 情 第 1 4 号	受理年月日	令 4 . 3 . 3
件 名	学生の部活動等（小・中・高校、スポーツ少年団等、広く学生スポーツの社会体育学習活動全般を含む）における根拠・効果が不透明な活動停止に反対することについて		
結 果	令和 4 . 5 . 19 第 2 回臨時会で不採択		
付託委員会	産業観光企業委員会		

（委員会における審査経過）

本件は、1項＝まん延防止等重点措置等の適用下における学生の部活動等に限定した一律の活動停止や活動自粛の要請ではなく、各活動において感染症対策を行った上で活動を継続できるようにすること。2項＝まん延防止等重点措置等の適用下における一律の学校・公共施設開放停止の制限を撤廃し、活動の有無は各団体において判断できるようにすること。また、活動への参加の有無は各家庭で行えるようにし、その判断を社会的に尊重すること。3項＝今後、活動停止、施設利用停止等を指示するのであれば、今回及び過去の対策事例の効果を統計的・社会的に検証し、その結果を明示した上で、根拠ある明確な説明をすること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1項＝学校保健安全法第19条及び第20条において、学校に感染をまん延させないための予防措置として、児童生徒に対する出席停止や臨時休業の措置を講ずることができる旨が規定されているが、それらの措置に至る前に、各学校では消毒や換気、3密の回避など基本的な感染症対策に加え、授業時間の短縮や学校行事の一部変更または中止などを行い、学校教育活動全体において新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られている。このような中、令和3年度は、市立中・高等学校において、6月に1校、8月に1校の部活動クラスターが発生し、6月のクラスターでは、学校全体の臨時休業措置を講じざるを得ない事態に至り、8月のクラスターでは、夏季休業中であつたものの一定量の広がりを見せ、児童生徒や保護者等に大きな影響があつた。その後、4年1月19日には県内全域に爆発的感染拡大警報が発令され、同月27日からは、まん延防止等重点措置が適用された。さらには、市保健所及び市医師会から、感染者の急激な増加に伴い、PCR検査体制や受入病床等が逼迫していることや、宿泊療養施設への入所者並びに自宅待機者が増加していること、また、児童生徒の感染拡大の防止及び児童生徒の感染拡大による家庭内や職場への感染拡大を防止する観点から、一時的な部活動の停止についての要請がなされた。なお、教育委員会による九州県都市の調査によると、7市中5市が本市と同様に部活動を停止しており、実施した2市のうち1市においては、個人的なトレーニングのみを認めていたが、テスト期間や修学旅行のため、実態としてはほとんど行っておらず、残りの1市は自校での練習のみが認められていたと

のことである。

教育委員会においては、以上のことから、部活動等の停止措置を講じたところであり、この対応を踏まえ、スポーツ少年団事務局において、スポーツ少年団活動の自粛をお願いしたところである。

2項＝学校の体育施設の開放については、鹿児島市立学校体育施設開放に関する規則では学校教育に支障のない範囲で行うことができると規定されており、スポーツ少年団等の使用により、一たび感染者が発生した場合、学校教育に支障が生じる可能性があったことから、教育委員会からの依頼を受け、開放の制限等を行ったところである。

3項＝部活動等停止の効果については、4年1月からのまん延防止等重点措置期間の部活動等停止措置について、市保健所からは、感染者の爆発的な拡大を防止する上で一定の効果があったとの見解を、市医師会からは、今回は10代の子供たちの感染が多く、家庭に持ち帰って感染を広げたケースも見られたが、部活動等を一時的に停止することで一定の効果は得られたとの見解であった。また、3年8月から9月にかけての部活動等停止については、8月20日から9月30日まで、まん延防止等重点措置が発令されていた中、感染者の急激な増加を受け、教育委員会が8月26日から市立中・高等学校に対し、部活動等の停止措置を講じたことに伴い、8月28日からスポーツ少年団へ活動自粛のお願いを、また、9月1日から学校体育施設の利用を中止したところ、部活動等の停止措置後には感染者が減少してきており、学校での感染症対策を含め、一定の効果があったものと考えている。また、4年1月からのまん延防止等重点措置期間においては、前回の対策で一定の効果があったことを踏まえ、同様に他の対策と併せて部活動等の停止を行ったところであり、感染力の強いオミクロン株による感染拡大ということで最大限の警戒を行った結果、感染者数は増加傾向から緩やかに減少に転じており、一定の効果が見られたものと推測しているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に添えないものとして不採択とすべきものと決定。